

鹿児島県奄美地方の大雨による被災者への緊急支援について

このことについて、下記のとおり受け付けていますので、奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 災害救助法の適用地域

【鹿児島県】 大島郡瀬戸内町

2 対象学生

上記適用地域で台風被害に遭った世帯の学生。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

3 奨学金

(1) 日本学生支援機構奨学金緊急採用（第一種奨学金）

〔始期〕平成23年11月以降で申込者が希望する月

〔終期〕平成24年3月

（被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合には、
願い出により翌年度末まで貸与を継続することが可能）

(2) 日本学生支援機構奨学金応急採用（第二種奨学金）

〔始期〕平成23年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕修業年限の終了月

4 提出書類

以下の申込先において配付している奨学金案内等を参照のこと。

各種提出書類に加えて、被災証明書が必要となります。被災証明書が取得できない場合には、以下の申込先に相談してください。

5 申込先・提出先

各支援室学生支援・教務，理療科教員養成施設係

平成23年11月 9日

学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（筑波大学奨学制度）

<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/scholarship.html> をご覧ください。